

■届け出が必要な特定行為の種類と規模

行為の種類		届出が必要な行為の規模	
建築物等の新築又は移転	建築物	・ 建築面積 10 m ² 超	
	工 作 物	①煙突、排気塔その他これらに類する工作物 ②装飾塔、記念塔、物見塔、風車その他これらに類する工作物 ③彫像、記念碑その他これらに類する工作物 ④高架水槽、冷却塔その他これらに類する工作物 ⑤電波塔、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物 ⑥電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	・ 高さ 5m超 (建築物と一体となって設置される場合の 高さは、地盤面から測定する。)
		⑦広告塔、広告板その他これらに類する工作物	・ 高さ 5m超 (建築物と一体となって設置される場合の 高さは、地盤面から測定する。) 又は ・ 表示面積 5 m ² 超
		⑧垣(生垣を除く。)、さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物(鳥獣による農作物への被害を防止することを目的とするものを除く。)	高さ 1.5m超
		⑨観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設 ⑩コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設 ⑪自動車車庫の用に供する立体的な施設 ⑫石油、ガス、飼料、穀物その他これらに類するものを貯蔵する施設 ⑬ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他の処理施設	・ 高さ 5m超 (建築物と一体となって設置される場合の 高さは、地盤面から測定する。) 又は ・ 築造面積 10 m ² 超
建築物	・ 増築又は改築に係る部分の建築面積が 10 m ² 超		
建築物等の増築又は改築	工 作 物	①煙突、排気塔その他これらに類する工作物 ②装飾塔、記念塔、物見塔、風車その他これらに類する工作物 ③彫像、記念碑その他これらに類する工作物 ④高架水槽、冷却塔その他これらに類する工作物 ⑤電波塔、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物 ⑥電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	・ 増築又は改築後の高さ 5m超 (建築物と一体となって設置される場合の 高さは、地盤面から測定する。)
		⑦広告塔、広告板その他これらに類する工作物	・ 増築又は改築後の高さ 5m超 (建築物と一体となって設置される場合の 高さは、地盤面から測定する。) 又は ・ 増築又は改築後の表示面積 5 m ² 超
		⑧垣(生垣を除く。)、さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物(鳥獣による農作物への被害を防止することを目的とするものを除く。)	・ 増築又は改築後の高さ 1.5m超
		⑨観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設 ⑩コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設 ⑪自動車車庫の用に供する立体的な施設 ⑫石油、ガス、飼料、穀物その他これらに類するものを貯蔵する施設 ⑬ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他の処理施設	・ 増築又は改築後の高さ 5m超 (建築物と一体となって設置される場合の 高さは、地盤面から測定する。) 又は ・ 増築又は改築に係る部分の築造面積が 10 m ² 超
	建築物	・ 増築又は改築に係る部分の築造面積が 10 m ² 超	
建築物等の外観の変更		特定行為に該当する建築物等の外観面積の 10 m ² を超える変更	
土地の区画形質の変更		行為に係る土地の面積 300 m ² 超で、行為に伴い高さ 1.5m 超の法面又は擁壁が生ずるもの	
屋外における物品の集積又は貯蔵		行為の用に供される土地の面積 100 m ² 超 又は 集積又は貯蔵の高さ 1.5m超	
鉱物の掘採又は土石の類の採取		行為による地形の変更に係る土地の面積 300 m ² 超 又は 行為に伴い高さ 1.5m超の法面又は擁壁が生ずるもの	
木竹の伐採(除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採、仮植した木竹の伐採及び測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採を除く。)		高さ 10m超 又は 伐採面積 300 m ² 超	